

大阪広域水道企業団職員就業規則及び大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第6号

大阪広域水道企業団職員就業規則及び大阪広域水道企業団
職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員就業規則(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(週休日及び勤務時間の割振り)</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(季節的事情等による特例)</p> <p>第11条 第8条及び前条の規定にかかわらず、季節的又は地域的な事情等により、その変更の必要があると認められる場合における勤務時間の<u>割振り</u>及び休憩時間は、別に定めることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第12条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の<u>割振り</u>及び休憩時間は、事業の運営に支障がない場合に限り、別に定めることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる</u></p>	<p><u>(週休日及び勤務時間の割り振り)</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(季節的事情等による特例)</p> <p>第11条 第8条及び前条の規定にかかわらず、季節的又は地域的な事情等により、その変更の必要があると認められる場合における勤務時間の<u>割り振り</u>及び休憩時間は、別に定めることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第12条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の<u>割り振り</u>及び休憩時間は、事業の運営に支障がない場合に限り、別に定めることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

場合 1年度につき5日（当該通院等
が体外受精及び顕微授精に係るもので
ある場合にあっては、10日）以内で必
要と認める日又は時間

(11)～(18) (略)

(19) 出産する場合で流産、早死産その
他やむを得ない事情により、第13号の
規定に定める期間により難しい場合 産
前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場
合にあっては、24週間。ただし、出産
日以後の期間は、16週間を限度とす
る。）を超えない範囲内で必要と認め
る期間

(20)～(25) (略)

2 前項第10号、第11号、第12号、第20号
又は第21号の特別休暇（以下「特定休
暇」という。）を時間を単位として受け
る場合においては、第21条第7項の規定
を準用する。

（部分休業）

第27条 (略)

2 (略)

3 第25条第1項第17号に規定する特別休
暇又は前条第1項に規定する介護時間の
承認を受けて勤務しない職員に対する部
分休業の承認については、1日につき2
時間から当該特別休暇の時間又は当該介
護時間の承認を受けて勤務しない時間を
減じた時間を超えない範囲内で行うもの
とする。

4 (略)

（勤務時間等）

第29条 (略)

2～4 (略)

5 勤務の割振りは、原則として別表第7
のとおりとし、その編成については、所
属長が定めるものとする。

第29条の2 (略)

2 前条第5項の規定にかかわらず、再任

(10)～(17) (略)

(18) 出産する場合で流産、早死産その
他やむを得ない事情により、第12号の
規定に定める期間により難しい場合 産
前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場
合にあっては、24週間。ただし、出産
日以後の期間は、16週間を限度とす
る。）を超えない範囲内で必要と認め
る期間

(19)～(24) (略)

2 前項第10号、第11号、第19号又は第20
号の特別休暇（以下「特定休暇」とい
う。）を時間を単位として受ける場合
においては、第21条第7項の規定を準用す
る。

（部分休業）

第27条 (略)

2 (略)

3 第25条第1項第16号に規定する特別休
暇又は前条第1項に規定する介護時間の
承認を受けて勤務しない職員に対する部
分休業の承認については、1日につき2
時間から当該特別休暇の時間又は当該介
護時間の承認を受けて勤務しない時間を
減じた時間を超えない範囲内で行うもの
とする。

4 (略)

（勤務時間等）

第29条 (略)

2～4 (略)

5 勤務の割り振りは、原則として別表第
7のとおりとし、その編成については、
所属長が定めるものとする。

第29条の2 (略)

2 前条第5項の規定にかかわらず、再任

用交替制職員の勤務の割振りは、原則として別表第7の2のとおりとし、その編成については、所属長が定めるものとする。

(休暇)

第40条 (略)

2 (略)

3 病気休暇が7日以上に及ぶときは、前項の規定による願い出には医師の診断書を添えなければならない。その期間を過ぎて更に休暇の承認を受けようとするときも、同様とする。

別表第7 (第29条関係)

日	(略)
勤務の <u>割振り</u>	(略)

別表第7の2 (第29条の2関係)

日	(略)
勤務の <u>割振り</u>	(略)

用交替制職員の勤務の割り振りは、原則として別表第7の2のとおりとし、その編成については、所属長が定めるものとする。

(休暇)

第40条 (略)

2 (略)

3 病気休暇が7日以上に及ぶときは、前項の規定による願い出には医師の診断書を添えなければならない。その期間を過ぎてさらに休暇の承認を受けようとするときも、同様とする。

別表第7 (第29条関係)

日	(略)
勤務の <u>割り振り</u>	(略)

別表第7の2 (第29条の2関係)

日	(略)
勤務の <u>割り振り</u>	(略)

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等) 第3条 条例第2条の3第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号) <u>第25条第1項第13号</u> に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。 2 (略)	(条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等) 第3条 条例第2条の3第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号) <u>第25条第1項第12号</u> に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。 2 (略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。